

広島県告示第二百九十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島港における小型船舶特定係留施設及び五日市漁港フイツシャリーナの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 松本 幸 之	広島市南区宇品海岸 一丁目一三番一三号	平成二八年三月三二 日	平成二八年四月一日〜 平成二八年三月三一日